

選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

—C. H. M. Waldock 教授の説について—

皆 川 洸

I

1. Waldock 教授は、一九五五年のイギリス國際法イーアブックにおいて、「選擇條項の凋落」Decline of the Optional Clause と題する論文を發表されたが、そのうちで、選擇條項を受諾する宣言に含まれた期限條項につき、つぎのような意味で、相互性 reciprocity の作用が及ぶゆえんを摘示された⁽¹⁾。

期限に關する相互性の作用は、まだ多くの論議をひきおこしていない。管轄權が援用される前に、雙方の國が同時に選擇條項の下にあることを必要とするのは、義務的管轄に關する選擇條項の制度に固有なことである。別言すれば、この制度は、ある事件において請求 Application が提出される

日に、義務の相互性が存在することを必要とするのであり、それは、雙方の宣言がその日に現行性をもっていなければならないことを意味する。雙方の宣言が、その請求の提出の日を、それらの有効期間内に一致して包含していなければならぬのである。時間の要素に關しては、それ故、相互性はまず第一に、選擇條項の下におけるおたがいの義務の繼續期間——法律的紐帶——は、雙方の宣言が效力をもつ共同期間に制限されることを意味する。たとえば、ソフィア・ブルガリア電氣會社事件において(原註(1939): Series A/R, No. 77)、一九二二年三月三日に行われたブルガリアの宣言は、無期限であったが、一九二六年三月一〇日に行われたベルギーの宣言は、一五年の期間つゞくことになっていた。そこで裁判官 Anzilotti は、この二つの宣言を結合して、その繼續期間が一九二六年三月一〇日から一五年である二國間の合意を創造するものとされたのである。

しかしながら、期限については、注意に値するとおもわれる。いま一つの相互性の面が存している。けだし、事務總長への通告とともにたゞちに廢止しうる宣言がますます増えているのかんがみて、それは、おそらく重要性をおびるであろうからである。相互性は、なんらか一組の國において、各々がそれらの間に選擇條項の下で存在する法律的紐帶を廢止するところの他と同一の權利をもつべきことを要求するとおもわれる。A國の宣言が無期限であるのに、B國の宣言は五年ないし十年の期間である普通の場合においてさへそうである。B國は、この期間の終りに、選擇條項の下におけるそのA國に對する義務を更新するか、それとも廢止するかを選擇しうる。A國は、選擇條項の下におけるその一般的受諾を撤回することなく、自己もまた、その期間の終りにB國に對するその特定義務を繼續させるか否かを選択する權利をもつと主張しても、理にかなっているであらう。期限をつけずに行われた一方的宣言が、その關係國を同様の宣言を行つた他の國に對して、無期限に拘束するとみなすのと、かゝる一方的宣言が、同じ約束を行わなかつた他の國に對して、無期限に拘束力をもつとみなすのは、まったく別のことであらう。A國の宣言は無期限であるのに、B國のそれが事務總長への通告とともにたゞちに廢止しうる場合、選擇條項の下における二國の地位のこの不平等は、相互性の原則が期限に適用されないならば、絶対に認容しがたいものとなる。B國は、つねに通告するだけでいつもA國に對し義務的管轄に服する責任を解除しうるのに、後者は、永續的にB國の訴に

より裁判所の管轄に従わなければならぬまゝの狀態がつゞくことは、堪えがたいところであらう。裁判所は、まだ期限に關する相互性の作用のこの面を審査する機會をもつことがない。しかし、留保に關する相互條件についてのその解釋に照らしてみれば、裁判所は、選擇條項の下で、各國は、他のどの國に對してもその他の國が有しているのと同一の義務的管轄の受諾を廢止する權利をもつていとみなすにちがいないとおもふ。

この點は、おそらく連合王國がイギリス・ノールウェイ漁業事件 (原註、*L. C. J. Reports*, 1951, p. 116) において、請求を提出した一九五〇年におけるノールウェイ、スウェーデンおよび連合王國の宣言を考察することによって説明されう。その日において、連合王國の宣言は、事務總長への通告とともに廢止しえたのに、ノールウェイの宣言も、またスウェーデンの宣言も、一九五六年に滿了する期限を定めていた。期限に對する相互性の適用を假定するに、ノールウェイは、そのとき、連合王國の宣言に含まれた廢止の權利により、連合王國に對してその宣言の廢止を事務總長に通告する權利を有したのである。ノールウェイが、この事件で、連合王國の請求の提出前にそうしたならば、ノールウェイは、その請求を挫折させたであらう。他方において、ノールウェイの連合王國に對する宣言の廢止は、スウェーデンに對しては、その宣言を完全に有効なものとしてとどめたであらう。ノールウェイの宣言の廢止は、連合王國に對してのみ作用するにすぎないであらうか、それとも事務總長に對する通告とともに

廢止する權利を留保した他のすべての國に對しても作用するであろうかという問題が提起されるかもしれない。しかし、ノールウエイが連合王國に對してのみ、かつ相互的に連合王國の宣言に淵由する權利に基いて、選擇條項によるその義務を廢止する意圖であるならば、ノールウエイの宣言が、他の國に對して、完全に有效なものとしてとゞまるであろうことは明白であるとおもわれる。選擇條項の下で國々の間に設立された關係は、すでに強調したように、多邊的というよりは、むしろ雙邊的な性質のものである。B國に對してのみ、A國の義務の變更を意圖した事務總長に對する通告は、それ故、選擇條項の下で他の國に對するA國の義務にはなんらの効果をも有しない。一國に、期限に關する相互性に基いて、特定の一または二以上の國に對してのみその義務を廢止する權利を認めることは、選擇條項の制度を、さらにくわえて複雑なものとするであろう。しかし、かゝる權利の拒否は、選擇條項の下におけるそれらの義務の廢止について、國々の間にはなほだしい不平等を設定することになるであろう。

わたくしは、高名な Chichele Professor のこの論文における、いつもと同じ秀抜な着眼と堅實にしてぬかりのない敘述にはいたく敬服するものであるけれども、みぎの部分の立論には同意しえぬことを遺憾としなければならぬ。教授がこゝに示されたような見解は、選擇條項を受諾する宣言について、それに含まれたいわゆる留

保と受諾の消滅方法に關する條項を、等しく相互性の作用の範圍内におきうるといふ意味において同じように取扱いうるし、また取扱うべきであること、それから一層根本的に、選擇條項を受諾する國々の間に設定される紐帶は、本質的に、*bilateral*、な合意であるとみることに基礎をおいていることは明かである。いまでもし教授の解釋とは異なり、かゝる紐帶を、*bilateral*、な合意であると正當に理解しえないならば、教授のみぎの見解は、そのもっとも重要な基礎を失うことになるであろう。そこで、まずこの點に關する考察からはじめることにしよう。

II

2. さて選擇條項(任意條項) *optional clause, dis-position facultative* (a) を受諾する國々の間に創造される關係は、これをいかなる性質のものとして理解すべきであるか。

學説をみるに、まずそれを一方的宣言のパラレルな關係であると解釋する *Balladore Pallieri* 教授の説を擧げなければならぬ。教授によれば、これらの宣言につい

(15) 選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

であるひとは、他の起りうべき受諾と合致するようにむけられ、かくして雙方的法律行爲を生ぜしめる申込とみなしているけれども、これは、現實に合致しない構成である。實際には、すべて同種の單一な一方的宣言が存在するだけであり、そうしてそれらの國の側には、なんら他の申込の受諾という行爲、かくして眞の合意ないし條約の締結という行爲の形跡はみられないのであって、規定第三六條も明示的にそれを排除している。これらの宣言は、すべてパラレルな約束なのであり、それによって、個々の國が一定紛争を裁判所に付託する義務を負うのである。この約束をなすにあたって、他の主體により裁判所の管轄が同様に受諾されていることの條件にかけられるにしても、それは純粹ではなく、他によって同様の約束がなされていることを條件とする約束、一層正確に言えば相互條件による約束 *promessa sotto condizione di reciprocità* にかゝることを意味するにすぎぬ。⁽³⁾

Rosenne 氏——イスラエル外務省法律顧問——も、多數の宣言の寄託の効果が、等差級數的に宣言を行う國の間に一連の雙方的義務を創造するという見解は誤りであるという。氏によれば、なんらかの國際合意が宣言の

寄託の結果として生ぜしめられるとしても、それは、ただかきわめて漠然とした表現による宣言を行う國と國際連合の間の裁判所を利用する便宜に關する 'engagement' であるにすぎぬ。この面は、その國際人格、かくしてその契約能力が疑わしい公準であった連盟の時代には、さほど明瞭に現われなかつたかもしれぬが、これは、國際連合についてはあてはまらぬ。宣言國に國際機關へ訴える特別の權利を付與する國際條約は、完全に考えられる。そうしてその合意の默示的かつ本質的條件は、管轄權の問題に關する裁判所の判決の約束力を承認することである。⁽⁴⁾

Redlich 教授によれば、受諾宣言を行う國は、形式的意味での眞の條約を締結するものではないが、それにもかゝらず條約關係に入るものであって、外觀上一方的な意志表示は、あいまじわって一つの合意を構成するのである。⁽⁵⁾

Waldock 教授は、選擇條項の下で設定される法律的紐帶が多邊的 *multilateral* というよりは、一層雙邊の *bilateral* な合意關係であることに浮彫を與える。教授によれば、選擇條項に加入する他の國の宣言また他のな

んらかのその後の行爲は、二國 *inter se* の義務には無關係であり、この條項に加入する諸國の集團間にはほとんど相互關係は存在しない。しかし他方において、この關係はもっぱら雙邊的ではなく、大部分の目的上雙邊的であるとはいえ、多邊的な面をも有しているから（規程全體が選擇條項とともにもちこまれること、規程第六二條による參加の權利）、獨自の類の合意關係 *consensual relation which is sui generis* と呼ぶのが適當である⁽⁸⁾。

田岡教授によれば、受諾宣言は一方行爲であるが、宣言をなした國相互の間には、一般的仲裁々々判條約が成立したのと同じような權利義務が生ずる。したがって、現在三二國を加盟國とする多邊的仲裁々々判條約が實際上成立しているものとみなしうる。

Lauterpacht 教授——現在、國際司法裁判所裁判官——も、規程第三六條第二項のテキスト——いわゆる選擇條項——を、宣言國が加入する條約テキストとみなすことに困難はなく、宣言は相異なる時期、相異なる國によって行われるから、あらゆる點で正確に條約に類似しているのではないが、しかしそれらは、本質上一つの條約 a treaty であり、宣言の表現そのものからして權利義務

務の相互性を含蓄しているという意見である⁽⁸⁾。

ついで判例をみるに、常設國際司法裁判所は、モロッコの燐酸鹽に關する事件において、「一九三一年四月二五日フランス政府がその批准書を寄託した宣言は、同政府が裁判所の義務的管轄を受諾した一方行爲である」ことを指摘し、國際司法裁判所は、アングロ・イラニアン石油會社事件において、イランの宣言は、條約解釋の原則にのっとり、「理由と意味がテキストのあらゆる語に付與されるように」解釋されるべきだというイギリスの主張を却けて、つぎのようにのべた⁽¹⁰⁾。

この原則は、條約文を解釋するときは一般に適用されるべきだといつてよい。しかしイランの宣言文は、二以上の國の交渉の結果たる條約文ではない。それは、イランによる一方的起草の結果であり、イランは、宣言文を起草するにあたって、特別の程度の慎重さを示しているようにおもわれる。それは、嚴格に言えば、餘分であつたとおもわれる言葉を念入りの用心から *ex abundantia cautela* 挿入したものである。

このような判決の一節になにを讀みとるかは問題であるけれども、その後國際司法裁判所は、ノッテボーム事件において「……規程第三六條及び二つの宣言の結合し

(17) 選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

た結果生じた管轄權……」といふ、ノールウエイ國債事件において、フランスの宣言とノールウエイの宣言を比較し、「裁判所の管轄權の基礎である當事國の共同意思 *Volonté commune des Parties* は、フランスの留保によつて指示された一層せまい限界内に存する」とのべ、さらにインド領土の通過の權利に關する事件においては、選擇條項の受諾宣言の寄託の結果として生ずる紐帶の合意的性質を、つぎのごとく一層明示的に確認した。⁽¹²⁾

裁判所は、事務總長に受諾宣言を寄託することによつて、受諾國は、第三六條より生ずるすべての權利および義務を有しつゝ、他の宣言國に對する關係において、選擇條項の當事國となるのだと考ふる。當事國間の契約關係 *contractual relation* およびそれより生ずる裁判所の義務的管轄權は、宣言を行うという事實によつて、「當然に且つ特別の合意なしに」設定される。したがつて、受諾宣言を行うすべての國は、規程の下でいつでも新署名國に對する關係において、その署名國による受諾宣言の寄託の結果、選擇條項の義務に服することがあるという可能性を考慮しているものとみなされなくてはならぬ。裁判所の管轄を受諾する國は、新宣言國により、その國が事務總長に受諾宣言を寄託する同一日に、請求 *Application* が自己にむかつて裁判所に提出されることを豫期しなければならぬ。なぜなら、その日にこそ、選擇條項の基礎である合意的紐帶 *consensual bond* が關係國の間に

生ずるからである。

3. たしかに選擇條項を受諾する宣言は、一方的に起草され、かつ一方的に行われる。それでも、それらの宣言の寄託が、裁判所規程第三六條の制度内で、宣言を行う國の間に、紛争の義務的解決に關し、合意關係しかも多邊的な合意關係を創造する効果をもつことは否定しえぬとおもわれる。規程第三六條第二項の目的が、法律的紛争という一般的な範疇について廣い範圍の國の參加を確保するごとく、裁判所の義務的管轄——一方的請求に基く裁判所への提訴——の仕組を設定するにあることは明かであり、そうして任意條項を受諾する宣言は、かゝる目的の實現に協力する意思の表明である。それぞれの宣言は、規程第三六條の内含する勧誘 *invitation* を自己について受諾するところの *adhesion collective* たる性質をもつ。こゝにふたゝび裁判官 *Lauterpacht* がある機會にのべた言葉を引用すれば、それは、實際上「國際連合の主權の下で締結された種々の條約について、政府が總會により確定されたテキストに加入するのと同じ仕方における多邊條約への加入」として心にえがきうるものである。⁽¹³⁾

この故に、選擇條項の下における法律的連鎖は、二國間條約とは性質を異にする。これは、裁判官 Hudson が、ソフィア・ブルガリア電氣會社事件における反對意見で、明確に指摘したところである。⁽¹⁶⁾

……「一九三一年のベルギーとブルガリアの調停、仲裁々判および司法的處理に關する」條約は、ベルギーおよびブルガリアの關係のみについて起草された文書であるが、「選擇條項を受諾した」宣言は、ベルギーおよびブルガリアの關係についてのみ起草されたものではなく、各宣言とも、これらの國の一により、規程第三六條第二項に定められた裁判所の管轄を承認する他のすべての國に對する關係において行われたものである。宣言は、多數の國に對し可能的・現實的關係をもつものであったのに對し、條約は標準型に從つては、二署名國だけに關係するものであった。

うえにのべたことそれ自體は、これ以上の論議を必要としないほど明白であるとおもわれる。それでも、まえに引用した裁判所の判決に明示されたごとく、宣言が事務總長への寄託の行爲により、同時的に選擇條項を受諾しているすべての國に對する關係において完成することは、一般に多邊條約の批准または加入が一署名國の政府や國際事務局への寄託によつて完成することにアナロジーをみいだしうる方式であること、それに選擇條項につ

いて留保が云々され、實際にもさまざまの留保がつけられていゝことも、本來留保が多邊條約についてのみ存在理由をもちうる制度であることをかえりみるならば、これらも一連の 'bilateral obligations' に還元する構成を疑わしいものとする prima facie の證據として擧げることが許されるであらう。さらにインド領土の通過の權利に關する事件での裁判所の判決にみいだされるつぎのようない節—— '……as between States adhering to the Optional Clause, each and all of them are bound by such identical obligations as may exist at any time during which the Acceptance is mutually binding' ⁽¹⁹⁾ は、多分こゝに支持される解釋とのみ兩立しうるとおもわれる。みぎに申しのべたことにもかゝらず、裁判所の管轄を受諾する義務が、ある紛争につき當事國相互の關係において、つまり 'bilateral' な方向において in concreto に發現するといふのであれば、それは、まさしくそのとおりであらう。しかしこれは紛争が普通「二國際主體間における意思の對立」 ⁽²⁰⁾ 'contrasto di volontà tra due soggetti internazionali' としうかたさであらわれることの自然的結果であるにすぎぬ。たとえ

ば、一九二八年のジュネーヴ議定書は、疑いもなく一般條約であつた。そうして、制限的であつたとはいへ、留保を付することが認められていた。この議定書の下でさえ、ある紛争につき裁判所の管轄を受諾する義務は、特定締約國間において具體的に發現することになるが、しかしこの故に、議定書の多邊的文書としての存在性を疑うものはないであらう。

選擇條項の「受諾は、普通なら特定の國、そうしてなら特定の、具體的な紛争を念頭にいれぬ一般的な *—ubi et orbis—*」ものである⁽²¹⁾。實際、ある事件について裁判所の管轄を規律する具體的法は、規程第三六條第二項と結びついた二つの宣言の三つの要素によって構成されるわけであるが、それについて裁判所の義務的管轄が存在するかどうかをたしかめるためには、すくなくとも、それによって義務的管轄の抽象的受諾が具體的なたちに鑄造されるところの *'application'* を精讀する必要がある、そうして多くの場合争點は、申述書が提出されるまで完全には明かとなされえぬであらう。管轄の具體的設定と抽象的な義務受諾とは、混同されてはならぬ⁽²²⁾。

III

4. 選擇條項を受諾する國が、規程第三六條の文言よりはむしろ實行の結果として、いわゆる留保 *reservations* により、義務的に服すべき裁判所の管轄の及ぶ事項に對して制限をくわえうることは、ほゞ慣行として確立されたといつてよいようである⁽²³⁾。それでは、選擇條項を受諾する宣言、なかんづくそこに包含された留保について、相互性が作用するといわれる場合、それは、一體いかなる意味でそのようにいわれるのであらうか。

裁判所規程第三六條第二項は、「裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の國に對する關係において」義務的と認めるとい、第三項は、「前記の宣言は、無條件で、多數の國若しくは一定の國との相互條件で、又は一定の期間を付して行うことができる」と規定する。他方において、多くの國の宣言には、*'in relation to any other State accepting the same obligation, that is to say, on condition of reciprocity'* という定式化がみいだされる。こゝに、選擇條項の基本原則とされる *'reciprocity'* は、第二項の「同一の義務を受諾する他の國に對

する關係において」につき語られるのであって、第三項にいう「相互條件」とは無關係であることに注意されなくてはならぬ。この後の「相互條件」の意味は、沿革的のみ明かにされるのであって、それは、選擇條項の下における義務的管轄に服する義務をば、特定数の國または特定の指名された國によつても受諾されることの條件にかけることが許されるという意味である。⁽²⁴⁾

さて、「裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の國に對する關係において」義務的と認めるとは、どのような意味をもつかが検討されなければならぬ。文言上完全に明白なわけではないが、その表現は、⁽²⁵⁾ そうしてその表現にまとわれた、reciprocity の原則は、選擇條項がある紛争に適用されるためには、雙方の國がまったく同一の條件で、同一のひろがりをもつ管轄權を受諾する宣言を行つていなければならぬというのではなく、雙方の國が相異なる條件で、相異なるひろがりをもつ管轄權を受諾する宣言を行つても、その紛争をその範圍内に包容するかぎり、すなわち、二つの宣言が裁判所に付與することに一致している範圍内において、管轄權が設定されることを意味するものとされる。そうして反面、ある

紛争をその範圍内に包容する宣言を行つてゐる國は、それを選擇條項の適用より除外するため、つねに相手國の宣言における留保をも援用する權利をもつ、つまり被告たる國は、つねに原告たる國の宣言における留保を自己のために援用して、裁判所の管轄權を争うことを意味するものとされる。

裁判所の管轄權に關連して、相互性の原則にみぎのよ
うな意味内容を付着せしめる解釋は、裁判所の判例においてほとんど確定しているといつてよい。いまその一例として、ノールウェイ國債事件における裁判所の判決の一節を引用する。⁽²⁶⁾

……裁判所は、第一に、本件が規程第三六條第二項および對應する義務的管轄の受諾宣言に基いて提起されたこと、本件において、裁判所の管轄權は、規程第三六條第二項により相互條件に基いて行われた當事國の宣言にかゝつてゐること、⁽²⁷⁾ 同様に二つの一方的宣言が問題となつてゐるから、みぎの管轄權は、宣言が裁判所に付與することに一致している範圍内においてのみ、裁判所に付與されるにすぎぬことに注目する。この二つの宣言を比較するに、フランスの宣言がノールウェイの宣言よりも一層せまい限界内で裁判所の管轄を受諾していることが明かである。したがつて、裁判所の管轄權の基礎である當事國の共同意思は、フランスの留保によつ

(21) 選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

て指示された一層せまい限界内に存することになる。この點について、常設國際司法裁判所の判例にしたがい（モロッコの磷酸鹽に關する事件、一九三八年六月一四日の判決 P. C. I. J. Series A/B. No. 74, p. 22. ソフィア・ブルガリア電氣會社事件、一九三九年四月四日の判決 P. C. I. J. Series A/B. No. 77, p. 81）、裁判所は、管轄權の限界を確定する方法を確認してきた。かくして、アングロ・イラニアン石油會社事件における裁判所の判決は、このべてい。

『イランの宣言は、範圍において連合王國の宣言よりも一層制限されているから、裁判所が基かなくてはならぬのは、このイランの宣言である。』（I. C. J. Reports 1952, p. 103）

フランスは、まえて『フランス共和國政府の解するところにしたがい、本質上その國內管轄權内にある事項についての』紛争を除外することによって、裁判所の義務的管轄の受諾を制限している。雙方の宣言において義務的管轄の受諾がしたがわしめられ、かつ規程第三六條第三項（第二項？）に定められている相互條件により、ノールウエイは、フランスと平等に、裁判所の義務的管轄より、ノールウエイの解するところにしたがい本質上その國內管轄權内にある紛争を除外する權利を有する。

5. 裁判所自身がのべたように、「相互性の原則は、規程第三六條……また大多數の宣言の明示的文言により、選擇條項の一部を構成している。裁判所は、その原則を

それ自身の管轄權に關してくりかえし確認し、かつ適用してきた」のである。²⁷⁾ それは、うえでたしかめられたごとく、それによって請求の提出される宣言の一方または雙方で反覆されていると否とにかゝわらず、裁判所の管轄權は、當該宣言の中一層限定されるものによって規律され、管轄權は、二つの宣言が裁判所に付與することに一致する範圍内においてのみ付與されることを意味するものであった。これは、當事國の共同意思が裁判所の管轄權の唯一の基礎であるという國際的管轄の大原則に照らして²⁸⁾、當然の締結であるといわなければならぬ。つぎに一方の當事國は、紛争を裁判所の管轄權より除外するため、つねに他方の當事國のつけた留保をも援用しうる、すなわち留保の自動的・集積的作用という反面についていえば、これも、多邊條約において一國がつけた留保は、あたかも一波が萬波をよびおこすごとくに、他のすべて²⁹⁾の當事國の間において效力を有するものとなるという論理から de piano にひきだされることである。されば、いわゆる 'reciprocity' の原則が規程第三六條において一切の曖昧さを残さぬ表現でまとわれているとはいえず、またみぎに示されたごとき意味でのこの原則の解

釋・適用が、一九二〇年裁判所規程起草者の念頭にあったかどうかは別として、いずれにしても、それは、國際的管轄の大原則、また多邊條約の論理に照らしてみても、正當であり、むしろ當然にひきだされる結果であるといわなければならない。

IV

6. 選擇條項を受諾する宣言中に挿入された期限や廢棄に關する條項に對して、いまこゝに考察したばかりの留保に對すると同じく、相互性の作用を及ぼしうるものと考へてよいかどうかは、この小文の中心的論點であつた。Waldock 教授は、宣言の消滅方法に關する條項も、'bilateral' な基礎において相互條件が適用されうるし、また適用されてしかるべしとの意見である。わたくしは、この解釋に同意しえぬ。

單純な豫告なき事務總長に對する通告によつて、受諾宣言を廢棄しうる旨の條項を挿入する國が増えていることは、たしかに憂うべき現象であり、それが選擇條項の制度にいちじるしく不確實を導入すること、また第三六條第三項の「一定期間を切つて」for a certain time,

pour un délai déterminé との兩立性についても問題があることは否定しえぬとはいへ、⁽³⁰⁾その國際的效力自體は争われていないようにおもわれる。

さて Waldock 教授によれば、時間の要素について相互性は、選擇條項の下における義務の繼續期間が、雙方の宣言の效力をもつ共同期限に制限されることを意味する。これを 'reciprocity' とよぶことは、もちろん學者の自由ではあるけれども、しかし、これは、選擇條項の下における義務が云々されるかぎり、それは法の世界において實在性をもつ宣言についてのみ語られなければならぬという、決定的なしかしまつたく自明のことながら忘れぬならば、このもつともらしい公式の應用はさして意味をもたぬとおもわれる。

おもうに相互性は「抽象的概念」ではなく、裁判所の管轄權に關連して、一定の意味内容をもつ原則として確認され、かつ適用されてきた。裁判所がノッテボーム事件において明かにしたごとく、「期限の滿了また廢棄による宣言の失効のごとき外部的事實 fait extérieur」は、裁判所より、すでに設定された管轄權をとりさりえな⁽³¹⁾いものである。すなわち、二つの宣言がともに有効で

(23) 選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

あるときに、請求 *requete* が正規に提出されることは、裁判所の義務的管轄權が設定されるための *sine qua non* であるが、他方において、宣言が満了し、また廢棄されることによって失効するという事實は、すでに設定された裁判所の管轄權に影響しえず、またそのこと自體は、裁判所の管轄とは内在的連關性をもたぬできごとを構成する。はたしてしからば、裁判所の管轄を規律する機能における相互性の原則が、なにゆえかゝるできごとに對してまで擴大的に適用されなければならぬのか、その必然的理由をみいだすことはできぬ。

Waldock 教授は、裁判所は、その留保に關する相互條件についての解釋に照らしてみても、選擇條項の下で、各國は他のどの國に對してもその他の國が有しているのと同一の義務的管轄の受諾を廢止する權利をもっているのみならず相違ないといわれる。しかしこのプリディクシヨンの實現性に陰影を投ずるような考え方が、裁判所自身によって表明されたことを書きのがすわけにはいかぬ。

インド領土の通過の權利に關する事件において、インドは、ポルトガルの宣言は規程の根本原則に反し無効で

あるとする抗辯をいくつかの理由に基いて提出したが、その的は、「ポルトガル政府は、この宣言の範圍からその有効期間中いつでも國際連合事務總長に通告することにより、かつかゝる通告の時から效力をもつて、いかなる一定範疇の紛争をも除外する權利を留保する」という第三條件におかれてた。裁判所はいわく、⁽³²⁾

……第三條件の無効の第三の理由として、その條件は、ポルトガルのためにかゝる條件はなにもつけないで宣言を行った他の署名國に對し實際上否認される權利を主張するものであるから、選擇條項の基礎にある相互性の基本原則を侵害するものであると主張された。裁判所は、その主張を認めることができぬ。第三條件にしたがってポルトガルにより通告されたいかなる留保も、選擇條項の他の署名國に對する關係で、ポルトガルにむかつて自動的に效力あるものとなることは明かである。當事國の、それらの權利行使に關する地位が、適當な通告の事務總長による受理と他の署名國によるその受理の間の不可避的な合間によって、どのみち影響をうけるとしても、その遅延は、平等にすべての署名國に對して有利または不利にはたらくのであり、それは、選擇條項によって設定された制度の歸結なのである。

裁判所はまた、第三條件は、選擇條項の受諾宣言を『同一の義務』を受諾する國々に對する關係において言及する第三六條第二項のその部分を無効とするものであるから、相互性

の原則と矛盾するという見解をも認めることができぬ。『同一の義務』は、受諾宣言の寄託のとき、その全有効期間取消しえざることと確定されていることを要しない。その表現は、選擇條項に加入している國の間においては、それらほみな、受諾が相互に拘束している間はいつでも存在するような、同じ義務によって拘束されることを意味するにすぎぬ。

みぎに引用した一節よりも第一にひきだされることは、宣言の實際上部分的廢棄の可能性を豫想するものと評價されるこの條件は、同一條件が他の宣言に反致的に挿入されうるといふ意味ではなく、その條件にしたがつてポルトガルの通告したいかなる留保も、ポルトガルにむかつて他の國との關係で自動的に效力あるものとなるという意味において相互性の原則に反しないとされたこと、第二に、第三六條の「同一の義務」は Acceptance が相互に拘束している間はいつでも存在するような、同じ義務によって拘束されるということ、この表現との關連上、受諾廢止方法の同一性はパーティネットな考慮のうちに含まれていないことである。かゝる dicta のもつ含蓄が、たとい直接的に反對するものではなくとも、Waldock 教授の豫測的判斷の蓋然性をはむ要素を構成することは確かであるとおもわれる。

7. Waldock 教授は、reciprocity の名の下に、受諾宣言の廢棄を特定國のそれを豫定する條項を基礎として、かつその國との間においてのみ行われうると主張する。しかし宣言の失效という事實そのものの性質から考へて、この説をうけいれることはできぬ。選擇條項の下で相互的權利義務を創造することにむけられた受諾國の意思表示は、すでにのべたごとく、*plurilateral* な方向をもつものであり、それを具體化した宣言は、事務總長への寄託により、その國と先行する他のすべての受諾國間において同時に完成し、他方において宣言の失效は、その國と他のすべての受諾國の間における法律的紐帶を消滅せしめる効果をともなうものである。⁽³⁸⁾ 宣言の受諾國の意思に基く消滅、すなわち廢棄は、選擇條項より離脱として分析されうる。さらに、⁽³⁴⁾ 廢棄は、その權利が明記されている場合としからざる場合とに區別されるべく、この後の場合には、誠實に、かつ條約法の一般原則を毀損することなく行使されるべきであらう。⁽³⁵⁾ 規程は、その宣言の廢棄を欲する國によってとられるべき手續を定めていないが、原則として、廢棄は、廢棄される文書の被寄託者に對して通告されるべきである。一九五

一年イランがその宣言を廢棄したとき、事務總長に通告され、事務總長は、國際連合加盟國と他のすべての關係國にそのコピーを送付した。

當面の論點がいかように處理されようとも、その正否をテストするために條約理論を借用したいとおもうときは、それが、普通の二國間條約ではなく、多數國間條約のそれであるべきことは明白である。わたくしの考えでは、この場合多邊條約の下におけるその不履行に基づくところの解除權の行使の可能性に關する問題にいくらか有益なアナロジーをみいださう。有力な解釋によれば、多邊條約の一締約國は他のすべての締約國による條約不履行の被害者たるときにおいてのみ、その條約に對し解除權を行使する可能性をもつ。そうして、この場合被害國による解除權の行使は脱退によって生ずるのと同じ結果、すなわちその國と他のすべての締約國との關係における條約の消滅をもたらすことになる。けだし不履行國と被害國との間に限定された解除の可能性を認めることは、これらの國の各々と他國の間および他國の間における條約の效力維持という不便な結果をきたすからである。

いまA國の宣言が無期限、B國の宣言を豫告なしに廢棄されうるものとすると、A國はB國に對してその宣言を廢棄し、しかも、C、D、E……國に對しては、その宣言を有效なものとして維持しうるとされる。いまこゝにA・B國間のみの契約文書が存在するのだとしたら、A國がそれを廢棄した以上、この文書は消滅するであろう。しかしこゝで問題としている場合においては、B國がみづから廢棄の權利を行使しないかぎり、A國がそれにむかつてその受諾宣言を失効させても、いぜんとして選擇條項の當事國たる他位を失わぬことは明白である。故に、このもつとも單純な假設の下で、選擇條項の下における *lien* は、C、D、E……國間の關係のほかに、A國とC、D、E……國間の關係、B國とC、D、E……國間の關係に切斷されることになる。いわゆる、*co-tracting-in*、として特徴づけられる現存の義務的管轄の一般的システムは、かくして破損分解されることになる。

8. たしかに受諾宣言の廢止方法に相互性の適用を認めぬことよつて生ずる不平等に對して目をおゝうわけにはいかぬ。しかし宣言は、いずれも國の一方的起草に

ゆだねられており、したがって期限條項をどのように定式化するかは、自己の危険において *in suo periculo* なることであって、その結果生ずる不平等は、強制された不平等ではないといわなければならぬ。いろいろな抜け穴をつくらずに裁判所の義務的管轄を受諾した國は、國際司法裁判所に信頼を示し、熟慮してそれに訴えられる危険をあえて選擇したのである。それを禁ずる國際法規はないところか、かゝる態度は賞讃されなくてはならぬ。'reciprocity' を不平等を消去するとの名目の下で、宣言の義務の廢止方法にまで擴大しようとする解釋は、まったく困惑するほどの複雑な斷片にこのメカニスムを寸斷してしまい、その殘された義務は *nil* であるという徹底した効果をはらむ不確實を蔓延させることによつて、こゝに選擇條項の黃昏を完全に決定的なものとするであらう。

- (1) Waldock, *Decline of the Optional Clause*, B. Y. I. (1955), pp. 278—279.
- (2) 「選擇條項」の語は 'A, Protocol of Signature, B, Optional Clause' と題する二つのセッションを含む。た常設國際司法裁判所規程の署名議定書に起源をみつけ、かし現在は、規程第三六條第二項を指すものとして使われ

る。それによれば、「この規程の當事國である國は、次の事項に關するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の國に對する關係において當然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。a. 條約の解釋、b. 國際法上の問題、c. 認定されれば國際義務の違反となるような事實の存在、d. 國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍。」

- (3) Balladore Palieri, *Diritto internazionale pubblico* (7a ed., 1956), pp. 317—318.
- (4) Rosene, *The International Court of Justice: An Essay in Political and Legal Theory* (1957), p. 317.
- (5) Redlob, *Traité de droit des gens* (1950), p. 362.
- (6) Waldock, *op. cit.*, p. 254.
- (7) 田岡良一・選擇條項の過去と現在、法學論叢六三卷六號二六頁。
- (8) Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court* (1958), p. 345.
- (9) P. C. I. J., *Series A/B*, No. 74, p. 23.
- (10) I. C. J. Reports, 1952, p. 105.
- (11) 「裁判所は、その決定のある節で宣言を一方行為であるものとつづいてつづかれたが、しかしこれらの節を検討すれば、この記述は、宣言がそれのみでかつそれ自身の力で他の國を拘束することを意味するものでないことが明らかとなる。裁判所は、單にかゝる宣言を解釋するために、それ

(27) 選擇條項における 'reciprocity' と受諾宣言の廢棄

- らの一方的起源が考慮されるべきことを指示してやうとしただけである。」(インマ領土の通過の權利に關する事件)の Badawi の反對意見 I. C. J. Reports, 1957, p. 155.)
- (12) I. C. J. Reports, 1953, p. 125; Reports, 1957, p. 23.
- (13) I. C. J. Reports, 1957, p. 146.
- (14) Briefly, The Basis of Obligation in International Law and Other Papers (1958), p. 93.
- (15) ノーントウエイ國債事件における個別意見 I. C. J. Reports, 1957, p. 49.
- (16) P. C. I. J., Series A/B, No. 77, p. 125.
- (17) 裁判所次長 Badawi は、インマ領土の通過の權利に關する事件の反對意見の「いかなる宣言も、それを寄託する國によるそれと先行した國の宣言の受諾 acceptance とその寄託國によるそれらの國への申込 offre に分析されるにすぎぬ」と言明し、Morelli 教授によれば「この分析は正確である。Rivista di diritto internazionale (1958), p. 246——裁判所の管轄權は、事務總長の通知を媒介として宣言國と他の國の間にそれらの宣言の交換によつて生ずる合意に基礎づけられる」と主張した (I. C. J. Reports, 1957, pp. 155-158.)。
- (18) たしなみ Anzilotti, Corso di diritto internazionale (1955), p. 335.
- (19) I. C. J. Reports, 1957, p. 144.
- (20) Salvioli, Nascita ed estinzione di controversia in-

ternazionale, Scritti di diritto internazionale in onore di Tomaso Perassi (Vol. II, 1957), p. 253.

(21) Rosenne, op. cit., p. 316.

(22) Rosenne 氏は「一國が規程第三六條第二項の下で宣言を寄託するとき、その國は同様のことをなす他のすべての國に對し將來の具體的事件において明記された條件により、裁判所の管轄權を被告として承認するといふ一般の申込を行ひ、それとひきかえに、原告としてそれらの國に對し裁判所の管轄權を援用する意思を表明するもので、まだ宣言を行うとの國の間にも直接的合意の要素は存在せず、その合意は、法律的紛争が請求 application の提出によつて具體化されるときにのみ生ずるにすぎぬとされる。しかしこのうして 'application' が合意のプロセスにくみられることになれば、この特別の一方的意思表示に付着せしめられる獨立の價値は失われることになる。

(23) 「留保の問題は説明を要する。この條文は過去において、裁判所の管轄を受諾する國がその宣言を留保にしたがわせることを許すものと一貫して解釋されてきた。小委員會は、みぎの解釋は以後確立されたものとみなした。したがつてかゝる留保をなす國の權利を明記するため第三項を修正することは不要と考へられた。」(Report of Subcommittee IV/1/D, The United Nations Conference on International Organization: Selected Documents, p. 843.)

(24) 田岡良一・國際法講義三二六頁、Hudson, The Per-

- manent Court of International Justice (1942), p. 446;
Waldock, *op. cit.*, p. 225.
- (25) F. Williams, *The Optional Clause*, B. Y. I. L. (1930), p. 73.
- (26) I. C. J. Reports, 1957, pp. 23—24.
- (27) I. C. J. Reports, 1957, p. 144.
- (28) 「裁判所の管轄権は當事國の意思にかゝる。」(上部マニラのドイツ人少数者學校に關する事件 P. C. I. J. Series A, No. 15, p. 22) 「裁判所は、國に對しその同意を得てのみ管轄権を行使しうる。」(一九四三年ローマから移送された貨幣用の金に關する事件 I. C. J. Reports, 1954, p. 32)
- (29) 田岡良一・前掲論文二六一—二七頁。
- (30) 「規程第三六條第三項は國の課しうるかぎりの條件を明記している。すなわち、多數の國もしくは一定の國との相互條件および時間を限定する條件である。わたくしの意見では、他のいかなる條件をも認めることができぬ。しかし事實は國の宣言中に挿入された。」(裁判官 Carniero のマンントロ・イラニオン石油會社事件における反對意見 I. C. J. Reports, 1952, p. 154.)
- (31) I. C. J. Reports, 1953, p. 123.
- (32) I. C. J. Reports, 1957, p. 144.
- (33) 「宣言を廢止するの自由は、宣言國と他の國の間の法律的紐帯は消滅する。國はもはや選擇條項にくわわつていないのであり、義務的管轄に服するいかなる義務もなす。」(ad hoc 裁判官 Chagla のヤンド領土の通過の權利に關する事件の反對意見 I. C. J. Reports, 1957, p. 167.)
- (34) 「多邊條約については、廢棄は、條約そのものを消滅させずに單純に廢棄國を他の署名國をば拘束しつづける條約によつて設定された制度より離脱せしめる脱退 *retrait* として分析せらる。……それによつて集合條約を國際契約の私法的圖式に還元する分析がいかに不正確であるかがわかる。」(Rousseau, *Droit international public* (1953), p. 56.)
- (35) Hambro, *Some Observations on the Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice*, B. Y. I. L. (1948), pp. 142—143.
- (36) Morelli, *Nozioni di diritto internazionale* (4th ed., 1955), pp. 311—312; Guggenheim, *Traité de droit international public* (t. I, 1953), p. 117. cf. Quadri, *Diritto internazionale pubblico* (1956), p. 150.

(神戸外國語大學助教授)